

2018年12月21日  
2019年1月15日（更新）

ビル防火戸に関する当協会が所管する認定の運用の停止について  
「Q & A」  
＜運用編＞

平成30年4月1日付でビル防火戸に関する当協会が所管する認定の運用停止をご案内致しました。想定される質疑に対する回答をまとめましたので、ご案内いたします。  
ご理解の程よろしく申し上げます。

【添付資料】

- ・ビル防火戸に関する当協会が所管する認定の運用の停止について「Q & A」＜運用編＞

以上

# ビル防火戸に関する当協会が所管する認定の運用の停止について

Q & A

<運用編>



2018年12月21日

2019年1月15日（更新）

一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会

「ビル防火戸に関する当協会が所管する認定の運用の停止について」のQ & A

2018年12月21日

2019年1月15日（更新）

No.	Q	A
1	なぜ個別認定品の運用になるのか？	平成22年に一部の防火設備（通則的認定品）において、認定仕様と異なる製品が販売されていたことが判明しました。これによりカ・防協から通則的認定品の運用を平成31年3月31日で停止すると通知されました。 平成31年4月1日の受注物件から通則的認定品が防火設備として運用できなくなるため、個別認定品での運用になります。 ※カ防協発第1803号（平成30年3月31日付）参照
2	今までの防火戸と何が違うの 「カ・防協の大臣認定品 EB・CAS シリーズ（通則的認定品）」と 「個別認定品」の違いは？	今までは、「通則的認定品」はカ防協が取得した大臣認定仕様に適合している防火設備（防火戸）です。 「個別認定品」は個々の製品ごとに遮炎性能試験に合格し、国土交通大臣より認定を取得した防火設備（防火戸）で大臣認定番号は個々の製品ごとになります。
3	これまで納入した品物は大丈夫か？	カ防協取得の大臣認定仕様により納めており問題ありません。
4	通則品で価格交渉してきていて契約が31年3月31日を過ぎた物件は通則品で契約できるのか？	できません。
5	同一工事で通則品と個別品が混在してもよいのか？	混在しても問題ありません。
6	平成31年4月1日以降に契約した増築工事で、既存部分は通則的運用に基づいた製品が施工されており、増築部分は個別防火製品を施工する場合、「現行法規への遡及適用」により、既存部分も個別防火製品を施工（カバー工法もしくはハツリ工法での改修）しなければいけないのか？	通則的運用に基づいた製品は既存不適格ではないので「現行法規への遡及適用」は適用されません。
7	CWの方立を使用して連窓はできないのか？	CWの技術的助言は、開口部と腰部で構成される事が前提の基準のため、開口部だけの適用はできません。
8	個別防火対応物件の確認申請にあたって防火設備（防火戸）の記載はどうすればいいのか？	確認申請は今まで通りの対応をお願いします。 （なお、カ防協のHPで、各企業大臣認定番号情報などを案内しています。）
9	個別認定品に防火証紙は貼付されるのか？	個別認定品には個社作成の防火ラベルを貼付するようお願いしています。